

那覇地方裁判所委員会（第38回）議事概要

1 開催日時

令和5年11月15日（水）午後2時から午後3時40分まで

2 場所

那覇地方裁判所小会議室

3 テーマ

裁判所のデジタル化について

4 出席者（委員は五十音順、敬称略）

（委員）内楯博信、小野裕信、佐藤哲治（委員長）、玉城学、知花亜美、徳永義光、初又且敏、福渡裕貴、松尾晋哉

（説明者）那覇地方裁判所民事首席書記官 坂口宜隆

（参列者）事務局長、刑事首席書記官、事務局次長

（事務担当者）総務課長、総務課課長補佐、総務課広報係

5 議事

(1) 各委員の紹介

(2) 前回の那覇地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の那覇地方裁判所委員会（テーマ：職員採用広報について）での意見交換を踏まえた那覇地方裁判所における取組状況について説明した。

(3) 今回のテーマに関する説明

民事首席書記官から「裁判所のデジタル化」に関する説明を行った。

(4) 意見交換

（発言者の表示：●委員長、○学識経験者委員、◎法曹委員、◆裁判所委員、◇説明者）

- 今回のテーマについて、所属される団体（職場）でのデジタル化の

取組や工夫例等をご紹介いただき、それを踏まえた裁判所のデジタル化についてのご意見等を賜りたい。

- 裁判所のデジタル化の説明で、「より良い司法サービスの提供を目指して」と題する資料をいただいたが、感銘を受けた。デジタル化を進めるにあたっては、利用者の目線に立つことが重要であるため、非常に正しいアプローチである。医療の現場においては、厚生労働省が20年以上前からデジタル化を進めており、電子オンラインシステムを利用することで、薬の処方等ができるようになった。また電子カルテの導入により、私は20年以上手書きでカルテを書いたことがない。カルテは、単に記録に残すだけのものであったが、電子カルテの導入に伴い、データベースを作り、これまでの診療内容を蓄積することで、その診療が正しいかチェックできるようになった。このようなことは、紙のカルテのままでは実現できなかったものである。

また、私のクリニックでは、電話を利用することはほぼ無い。代わりにチャット機能を利用することで、他の職員とコミュニケーションをとることができる。このように、デジタル化は働き方の改革にすごくかかわってくる。

さらに、コロナ禍を通して、これまで対面での診療が当たり前であったものが、オンライン診療に変わった。オンライン診療では、診療を受ける方の環境設定も重要である。例えば、顔色がわかるような光の調整が必要であったり、隣に誰かいるような状況（訪問看護師等を除く）では利用できないなど、利用者の条件を整えていくことが必要となる。

- 裁判所においても口頭弁論をWeb化するにあたって、ご本人がどういう状況下にあるのかを把握する必要があるが、非常に難しい問題である。

- 学校の現場では、教職員に対しては、支援システムの導入によりデジタル化が進んでいたが、生徒達に対しては、進んでいなかった。しかし、コロナ禍を契機に、低学年から一人1台の端末が前倒しで導入され、授業で活用するようになっている。現在の子供たちが大人になる頃には、デジタルツールを駆使していることが予想される。また、Z世代が2025年には産業人口の過半数を占め、社会が大きく変わって行く。裁判所やすべての業界に大きな変化の波が押し寄せて行くことが予想される。

これまで電話で受けていた休暇の連絡は、アプリで直接担任に連絡できるようになり、不登校の生徒にオンライン授業を行ったり、教室に入れなくても、他の教室で端末を通して授業を受けることができるなど、大きな変化となっている。大学入試では、オンライン面接、ネット出願などが導入されており、高校入試においても導入を検討していく必要がある。

なお、課題として、セキュリティ対策や高齢者などのデジタル弱者への対応があげられる。

- 民事訴訟手続のデジタル化について説明を受けたが、刑事の分野においてはいかがか。
- 現在法制審議会において議論中である。
- 那覇地裁において民事事件のオンライン開廷の準備を進めているのか。
- 口頭弁論手続については、来年5月までに施行予定である。

弁論準備手続や和解手続はWebで行うことが相当と認められた事件についてすでに実施されている。

- 大学において、12年前からレジュメ等はネットで配布し、学生がそれを印刷して持参し受講しており、早くからデジタル化が進んでい

る。コロナ禍では、試行錯誤しながらオンライン授業を行っていたが、いつの間にかそれがデフォルトとなり、学生も慣れてきたところである。今年から対面授業に戻り、学生を見ると、これまでレジュメを紙で持ってきていたものが、iPadやPCを見ながら授業を受けるようになり、そういった意味ではデジタル化が進んでいる。

オンライン授業と対面授業について学生に聞くと、対面授業の方がよいとの声が多いが、教員側からすると、研究室からオンライン授業ができるので楽である。そのため、一部の授業では、YouTubeを利用したオンデマンド授業を取り入れており好評である。オンデマンド授業は、巻き戻しができるので非常に便利である。

現在は、オンライン又は対面のいずれかを選択できる授業のハイブリッド方式を取り入れている。

学生が、今後こういった形の授業を望むかわからないが、全てオンライン授業となることについては、事実上無理ではないかと考えている。全てがオンライン授業となると何のために大学があるのか、何のため沖縄にいるのかなど、必要とされなくなってしまうのか危機感を持っている。デジタル化とは逆行するかもしれないが、対面授業を充実する必要がある。

Teamsなどオンラインのやりとりではきつい言葉を発する方がいる印象があり、対面だとそれが減ったという印象がある。また、文字のみではどうしても誤解が生じたりすることがあるため、現在も電話をすることが多くなっている。したがって、全てデジタルがよいというものではない。しかし、昨今の社会情勢からデジタル化の流れは止められないため、デジタルのメリットをいかに落とし込むかを検討する必要があると考えている。

- 裁判も和解などはWebではなく面と向かった方がやりやすい場面

もある。

- ◎ 弁護士業界は、デジタル化は遅れていると感じている。まだまだ紙の書類が出てこないと安心しないところがあるが、私の事務所は管理システムを導入し、事件管理を行っており、外出先からも確認できる。

会議や法律相談はZ o o mを利用していることもあり、法律相談では、沖縄の方が県外の弁護士、県外の方が沖縄の弁護士と相談するなど地域性が無くなってきている。

法律相談の申込はネット申込ができるようになっているものの、申込方法の質問事項が多すぎて、途中で断念し、結局電話してくる場合が多々あり、この点をどのように改善していくかを協議しているところである。

また、弁護士会照会という制度があり、弁護士会から各関係団体に照会を掛けて回答を得ることについて、当弁護士会では2～3年前から紙媒体での照会は無くなってきている。これが全国的に広がっており、日弁連が全体的なデジタル化を進めている。

さらに、裁判所を利用しての実感として、W e b 会議は遠隔地の裁判所への移動がなくなり非常に助かっている。ただし、和解や終局前の事件などは、対面で会話することで相手方の考えが見えてくるところがあるので、裁判所に出頭したいと考えている。

- ◎ 少子化を含め多くの課題があるなかで、仕事の効率化のため、デジタル化は待ったなしで進めなければならない。

司法サービスも国民に対する責任があるから止められないところ、コロナ禍によって事件を止めざるを得なかった。デジタル化は感染症対策をしつつ業務を促進するためにも必要である。

デジタル化については、多くの課題があるところ、沖縄では離島特有の課題を議論する必要がある。例えば、台風などで電源が失われた

場合の対応策を考えておく必要がある。最低限の業務ができるようにこれまでアナログでやってきたことにつき、何を残しておくのかの検討やアナログでのノウハウをZ世代に残す必要もあるのではないかな。

裁判所のデジタル化の課題の中に「職員の抵抗感の払拭」という話があったが、最近良いと感じた当庁の取り組みで、職員対象のデジタル化に関するコラム風の文章による周知がある。コラム風なので、非常に取っつきやすく、若い職員がこれを見て、「将来こうなったらいいね！」と語り合っている場面に遭遇し、周りのベテラン職員もその会話に加わっているような光景を見て、デジタル化関連の知識、スキルアップを図るためには、研修などの押しつけがましいものだけではなく、取っつきやすいツールを拡散していくことがいいのではないかな。

最後に、最高裁職員のIT推進担当者の名刺を見た際、ITの後に（いいことたくさん）と書いているのを見て、前向きに考える必要があると感じた。

- ◆ 民事裁判は裁判所の中ではデジタル化が進行しているところであり、便利になっているところが多々ある。ただ、そのなかで全体的なITスキルが低く使いこなせていない部分があり、多くの機能が埋もれているため、それらを使いこなして、国民に使いやすい民事裁判を実現していく必要がある。変革期で取り組むことが多く、失敗等もあるが、よりよい裁判の実現に向けて御協力をいただくとともに、ご意見等を賜りたい。
- ◆ 各業界の工夫等を伺った。応用できるところを取り入れ、できるところから具体化していきたいと感じた。

(5) 次回予定

日程は令和6年7月9日（火）14時からとし、予備日を令和6年

7 月 8 日（月） 1 4 時からとする。テーマは追って指定する。

以 上